

8 広政企委託第5号
広野町相談窓口等体制整備事業業務委託

公募型プロポーザル募集要項

福島県広野町

第1 事業に関する事項

1 業務の番号及び名称

8 広政企委託第5号 広野町相談窓口等体制整備事業業務委託

2 業務の趣旨

広野町では、将来の人口、特に生産年齢人口の維持を図るため、若者世代の経済的基盤の安定化と、安心して子育てができる環境の整備に取り組んでいる。

本事業においては、移住を希望し、将来的に定住を目指す者に対するワンストップ型の相談窓口を整備し、関係する各種手続や支援制度の案内を一元的に行うことで、移住・定住の促進を図ることを目的とする。

3 業務の主体

福島県双葉郡広野町

4 履行場所

福島県双葉郡広野町内一円

5 履行期間

令和8年4月6日（月）から令和9年3月31日（水）まで

6 契約限度額

28,902,500円（消費税及び地方消費税を含む）

7 業務の概要

本事業では、相談員による個別支援を通じて、移住希望者の円滑な受入れと、移住後の定着に向けた継続的な支援体制を構築する。

移住相談窓口の運営や移住フェアへの出展により、移住に関心を持つ者と直接対話し、生活環境、住まい、就業等に関する情報提供や課題解決を行うとともに、オンライン相談の導入により、遠方在住者からの相談にも柔軟かつ迅速に対応する。

また、令和7年度に設立した「地域応援サポーター制度」と連携し、移住希望者が地域住民との交流機会を得られる仕組みを確保することで、移住前から地域とのつながりを形成し、移住後の定着を促進する。

これらの取り組みにより、移住意欲の醸成と定住後の生活基盤の安定化を図り、広野町における持続可能なコミュニティの形成を推進する。

第2 募集及び選定に関する事項

1 実施方法

広野町は、委託契約の相手方となる候補者（以下「委託候補者」という。）を選定するための方法として、本業務への参加を表明する者（以下「参加表明者」という。）を広く

公募し、優れた提案をした参加表明者を委託候補者として選定する公募型プロポーザル方式を採用する。

広野町と委託候補者間で、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 2 項及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の定める随意契約による委託契約を締結する。

2 選定に係る日程

- (1) 募集要項等の公表
令和 8 年 3 月 16 日（月）
- (2) 質問の受付期間
令和 8 年 3 月 16 日（月）から令和 8 年 3 月 29 日（日）まで
- (3) 質問への回答
令和 8 年 3 月 30 日（月）
- (4) 参加表明及び業務提案の提出書類受付期間
令和 8 年 3 月 30 日（月）から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで
- (5) 選定委員会の開催（プレゼンテーション）
令和 8 年 4 月 2 日（木）
- (6) 選定結果の公表
令和 8 年 4 月 3 日（金）

3 参加資格に関する要件

参加表明者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 基本的要件
 - ア 参加表明者は、単独の企業（以下「単独企業」という。）又は複数の企業（以下「企業グループ」という。）とする。企業グループで参加する場合は代表企業から企画提案書を提出し、構成企業の参加者要件についても同様に取り扱う。
 - イ 企業グループは代表企業と構成企業から構成され、各々が担当する予定業務の内容を明らかにするものとする。
 - ウ 他の単独企業又は他の企業グループの構成員として重複して応募することは認めない。
- (2) 参加資格要件
 - ア 本事業の趣旨及び目的を理解し、業務を円滑に行う能力を有する者であること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
 - ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手

続き開始の決定を受けた者を除く。) でないこと。

エ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。

オ 募集要項を公示した日から契約締結日までの間に、県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと（国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

（ア） 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）である者。

（イ） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

（ウ） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

（エ） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

（オ） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

キ 県税及び市町村税を滞納している者でないこと。

ク 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

4 参加表明に関する手続き

参加表明に関する手続きは、以下の要件に従って行うこと。

(1) 公募型プロポーザルに関する事務局

公募型プロポーザルに関する手続きのため、事務局を以下のとおり設置する。

事務局 広野町 復興企画課（令和8年4月1日以降：政策企画課）

住所 〒979-0402

福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替 35

電話 0240-27-1251

F A X 0240-27-2212

電子メールアドレス fukkoukikaku@town.hirono.fukushima.jp

ホームページ <http://www.town.hirono.fukushima.jp/>

(2) 募集要項等の公表

公募型プロポーザルに関する資料は本募集要項「第2_4_(1) 公募型プロポーザルに関する事務局」に示すホームページ内で公表する。また、参加表明者は、募集要項等の他、公募型プロポーザルによる手続きに必要な情報及び資料等を同ホームページから入手すること。

(3) 募集要項等に関する質問

募集要項等に関する質問を行う場合には、以下の要件に従い質問書を提出すること。

ア 受付期間

令和8年3月16日(月)9時00分から
令和8年3月29日(日)16時00分まで

イ 提出方法

- (ア) 本募集要項「様式4」を用い、受付期間内に電子メールで提出すること。なお、電子メールの件名は「【質問】広野町相談窓口等体制整備事業業務委託」とし、電話により送付した旨を連絡すること。
- (イ) 本募集要項「様式4」は原則PDF形式で提出すること。
- (ウ) 電話及び窓口での質問については、受け付けないものとする。

ウ 提出先

本募集要項「第2_4_(1) 公募型プロポーザルに関する事務局」に示す電子メールアドレスとする。

エ 回答期日

令和8年3月30日(月)10時00分

オ 回答方法

本募集要項「第2_4_(1) 公募型プロポーザルに関する事務局」に示すホームページ内で公表する。なお、質問を行った者が特定できる要素及び評価に係る独自のアイデア・内容等に関しては、情報を一部除いた上で公表する。

(4) 参加表明書等の提出

参加を表明する者は、以下の要件に従い参加表明書等を提出すること。

ア 受付期間

令和8年3月30日(月)10時00分から
令和8年3月31日(火)17時00分まで(必着)

イ 提出方法

- (ア) 本募集要項「第3_提出書類の作成に関する事項」を踏まえ、受付期間内に電子メールで提出すること。
- (イ) 提出書類等は原則PDF形式での提出すること。
- (ウ) 電話及び窓口での質問については、受け付けないものとする。

ウ 提出先

本募集要項「第2_4_(1)公募型プロポーザルに関する事務局」に示す電子メールアドレスとする。

エ その他

- (ア) 参加表明書等の作成及び提出に伴う費用は、参加表明者が全て負担すること。
- (イ) 参加表明書等の提出書類受付期間後の、提出した書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めないものとする。

(5) 選定委員会の設置及び開催

広野町は、参加表明者から本募集要項に基づいて提出された業務提案書等を評価する「移住定住促進施策調査研究・企画事業業務委託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置する。また、参加表明者から業務提案についての説明を受け、内容を確認するためのヒアリングを実施する。

ア 開催日時

令和8年4月2日（木）

※ 詳細は、参加表明者に対して後日通知する。

イ 開催場所

広野町役場2階 201会議室

住所 〒979-0402

福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替35

ウ 開催方法

開催場所への出席とする。

エ 実施方法

業務提案の説明については、業務提案書等のほか、当日用に用意したプレゼンテーションツールを用いて行うこと。ただし、プレゼンテーションツールについては、参加表明者が準備すること。

オ その他

選定委員会における参加表明者への回答内容は、業務提案の内容を明確化させるために確認した事項として、業務提案の内容に含まれるものとする。

(6) 委託候補者の選定

ア 選定委員会による選定結果に基づいて委託候補者を決定する。

イ 選定委員会は、委託候補者の選定にあたり、参加表明者から提出された業務提案書等の内容及びヒアリングで確認した結果に関して、別表「業務提案書等に基づく評価の視点」に示す要件により採点し、採点結果を合計した総合点が高い提案をした者から順に委託候補者を選定する。ただし、総合点が60点未満の提案をした参加表明者については選定しないものとする。なお、評価委員会による評価点は非公開とする。

ウ 選定結果は、令和8年4月3日（金）10時以降に公表するものとし、本募集要項

「第2_4_(1) 公募型プロポーザルに関する事務局」に示すホームページ内で公開する。

エ 選定委員会による評価及び委託候補者の決定に関する異議又は問い合わせには一切応じないものとする。

オ 業務提案等は、広野町が設置する選定委員会において、参加を表明した者からのプレゼンテーションを実施した上で、審査基準により総合的に評価して順位付けを行い、1位となった参加表明者を委託候補者に認定する。ただし、審査結果によっては、いずれの参加表明者も委託候補者に選定しないことがある。また、参加表明者が1者だった場合には、総合的に評価して委託候補者としての適否を判断する。

(7) 失格事由

次のいずれかに該当した場合、当該の参加表明者は失格とすることがある。

ア 参加表明書等の提出書類受付期間後に、広野町が定める提出書類等を提出した場合。

イ 必要な記載事項又は書類が欠如していた場合。

ウ 提出書類等に虚偽の内容を記載した場合。

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

オ 本募集要項に違反すると認められる場合。

カ その他事務局があらかじめ指示した事項に反した場合。

(8) 委託契約の締結

委託候補者として選定された者は、選定結果の公表日から7日以内に、広野町を相手方として委託契約を締結しなければならないものとする。ただし、広野町からの書面による承諾を得た場合に限り、期間を延長することを認める。

第3 提出書類の作成に関する事項

1 提出書類の記載要件

参加表明者は、以下の要件に従い書類を作成すること。

(1) 公募型プロポーザル方式等参加表明書の作成要件

参加表明にかかる書類については、本募集要項「様式1」を用いること。

(2) 業務提案書の作成要件

業務提案にあたり、本募集要項「第2_3 応募に関する手続等」を踏まえた上で、以下の要件に従って基本的な考え方や具体的な内容について記述するものとする。また、提案の意図を伝えるために適宜必要な図面や図表等を記載すること。

ア 業務提案書の構成

(ア) 業務提案書については、本募集要項「様式2」及び「様式2-1~6」の構成に従い、具体性をもった記述により提案すること。

(イ) 記載上の留意事項において、記述が必要とされている事項については必ず記

載すること。

- (ウ) 業務提案の内容は、平易な文章で明確かつ具体的、簡潔に記述することとし、具体的かつ明確に記述するために必要な項目等がある場合は、適宜ページを追加して記載すること。
- (エ) 造語、略語は、専門用語、一般用語を用いて初出の箇所に定義を記述すること。
- (オ) 各項目間において記載内容の整合性を図り、他の項目に関連する事項が記載されているなど、参照が必要な場合には、該当するページを記載すること。

イ 書式等

- (ア) 業務提案書に用いる言語は日本語、通貨は円、単位はSI単位とすること。
 - (イ) 使用する文字の大きさは、原則として11ポイント程度とし、左右に20mm程度の余白を設定すること。図中、表中の文字については、確認できる大きさを可とする。
 - (ウ) 業務案書の中央下部にページ番号を記載すること。
- (3) 参加表明に関する宣誓書の作成要件
- 本募集要項「第2_2 参加資格に関する要件」に掲げる要件をすべて満たすことを宣誓する書類については、本募集要項「様式3」を用いること。

第4 その他の事項

1 留意事項

- (1) 本事業は、広野町議会における令和7年度予算の承認を前提としていることから、予算が承認されない場合には、事業内容・予算を見直すことがある。
- (2) 本事業は、福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）事業を活用して実施するため、契約等の手続は同交付金の交付決定後に行う。なお、同交付金が交付されない場合には、事業内容を見直すことがある。
- (3) 公募型プロポーザルへの参加に伴う費用は、参加表明者が全て負担すること。
- (4) 委託候補者に選定されたか否かにかかわらず、参加表明者から提出された書類については返却しないものとする。
- (5) 委託候補者に選定された者による業務提案書等についてのみ、各権利者や関係機関等に提示し、本業務の推進を図るための資料として広野町が使用できるものとする。
- (6) 業務提案書等の著作権は参加表明者に帰属するが、委託候補者に選定された者による業務提案書については、広野町が必要な場合に無償で使用できるものとする。
- (7) 業務提案書等の作成にあたり、広野町から提供する資料については、無断で公表又は本業務に関係のない業務への使用をしないこと。

2 提出書類の各種様式

- (1) 様式1_公募型プロポーザル方式等参加表明書
- (2) 様式2_業務提案書

- (3) 様式2-1_業務提案書(事業実施の基本方針、業務内容等)
- (4) 様式2-2_業務提案書(事業の実施体制)
- (5) 様式2-3_業務提案書(過去の業務実績)
- (6) 様式2-4_業務提案書(事業費総額)
- (7) 様式3_公募型プロポーザル方式等参加表明に関する宣誓書
- (8) 様式4_公募型プロポーザル方式等参加表明に関する質問書

別表 業務提案書等に基づく評価の視点

(1) 広野町相談窓口等体制整備事業業務委託の実施			
評価項目	記載内容	評価の視点	配点
事業計画の実現可能性	広野町の現状分析及び課題認識	・広野町の地域特性、現状、抱える課題について十分な調査と理解が反映されているか。	20
	実施計画の具体性と現実性及び評価方法	・事業の目的や成果目標が具体的に定義されているか。 ・スケジュール、実行手法、施策の内容が実現可能な形で示されているか。 ・成果指標やモニタリング、評価の方法が具体的に定められているか。	
提案内容の独自性・革新性	独自の視点・アイデアの有無	・広野町固有の課題に対し、具体的かつ実現可能な解決策が示されているか。 ・他地域や過去の成功事例を参考に、応用・発展させる工夫があるか。 ・新たな手法や技術、先進的な取り組みが採用されているか	25
	持続可能性・将来展望への配慮	・事業の継続性や将来的な発展を考慮した計画が盛り込まれているか。 ・移住者の定住や空き家の利活用に関する対策が明示されているか。	
地域連携・協働体制	地域住民・自治体との連携	・広野町の住民や自治体、地域団体とどのように連携するか、具体策が示されているか。 ・地域内外の関係者との連携体制やネットワークの形成が明確か。 ・必要な専門知識や技術を補完するための外部との協力体制が確立されているか。	25
	住民参加型の意思決定プロセス	・住民の意見やアイデアを反映する仕組みが整備されているか。 ・地域住民や関係者との定期的な情報発信、意見交換、フィードバックの仕組みが整えられているか。	

(2) 実施体制及び過去の業務実績			
実施体制及び過去の実績	事業遂行に適した組織体制の構築状況	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に必要な組織構造、役割分担、運営体制が明確か。 ・プロジェクトリーダーやメンバーの実績、専門知識、経験が十分に示されているか。 ・チーム内の情報共有、意思決定プロセスが整備されているか。 	20
	過去の業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・類似事業の実績や成功事例が評価に資するか。 	
(3) 予算・費用対効果			
実施費用	事業費総額	<ul style="list-style-type: none"> ・経費の内訳や算出根拠が明確に示され、合理的な予算設定となっているか。 ・投入資金に対する事業成果が十分に見込まれるか。 	10